

## 理事・監事・評議員選出規程

昭和 46 年 3 月 9 日 決 定	平成 9 年 3 月 7 日 一部改正
昭和 48 年 3 月 9 日 一部改正	平成 13 年 5 月 23 日 同 上
昭和 52 年 3 月 8 日 同 上	平成 14 年 12 月 13 日 同 上
昭和 54 年 3 月 9 日 同 上	平成 17 年 2 月 22 日 同 上
昭和 61 年 3 月 20 日 同 上	平成 25 年 3 月 13 日 同 上
昭和 63 年 3 月 25 日 同 上	平成 28 年 12 月 16 日 同 上
平成 7 年 3 月 7 日 同 上	

第 1 条 定款第 7 条及び第 19 条による理事，監事，評議員は次の区分，人数により選出する。

第 2 条 理事は，次のとおりとする。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 市町村社会福祉協議会から         | 3 名 |
| (2) 社会福祉施設等から            | 1 名 |
| (3) 社会福祉施設を経営する社会福祉法人等から | 1 名 |
| (4) 民生委員，児童委員から          | 1 名 |
| (5) ボランティアから             | 1 名 |
| (6) 社会福祉に関係ある団体から        | 2 名 |
| (7) 学識経験者から              | 3 名 |

第 3 条 監事は，次のとおりとする。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 市町村社会福祉協議会から | 1 名 |
| (2) 社会福祉施設等から    | 1 名 |
| (3) 財務管理に識見を有する者 | 1 名 |

第 4 条 評議員は，次のとおりとする。

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1) 市町村社会福祉協議会から         | 1 1 名 |
| (2) 社会福祉施設等から            | 7 名   |
| (3) 社会福祉施設を経営する社会福祉法人等から | 2 名   |
| (4) 民生委員，児童委員から          | 3 名   |
| (5) ボランティアから             | 1 名   |
| (6) 社会福祉に関係ある団体から        | 2 名   |
| (7) 学識経験者から              | 4 名   |

### 附 則

この規程は，昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 48 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 54 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 13 日以降に就任する理事・監事、並びに平成 15 年 3 月 1 日以降に就任する評議員から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。